

姫路市中学生スポーツ・文化芸術活動
(新たな地域クラブ活動「姫カツ」)
推進計画



令和6年(2024年)12月
姫路市教育委員会

はじめに

中学校部活動は、同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流による好ましい人間関係の構築のほか、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有するとともに、教師の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術の振興を担ってきた。

しかし、少子化が進展する中、中学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することも一層厳しくなっており、中学生の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するための持続可能な活動環境の整備が求められている。

このような社会情勢の変化を受け、スポーツ庁と文化庁では、適切な休養日の設定や外部指導者の採用など、部活動の改革を進めてきた。近年では、平成31年の中教審答申で示された「部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務」という認識の下、特に、公立中学校における運営主体を学校から多様な団体へと移行することが検討され、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁は『学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（以下「国のガイドライン」という。）を策定し、「令和5年度から令和7年度を改革推進期間と位置づけ、各地域の実態に合わせて、まずは休日の部活動の地域移行を推進する」としている。

また、兵庫県では、令和6年7月に「兵庫県部活動地域移行推進計画」（以下、「県の推進計画」という。）が策定され、今後、子どもたちのみならず地域の誰もが、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境づくりを推進することが示された。

こうした国や県の動向を受け、姫路市では、令和5年度より、これまでの「姫路市中学校部活動運営に係る検討会」を発展させ、「姫路市中学生スポーツ・文化芸術活動推進協議会」（以下「推進協議会」という）を立ち上げ、市内関係団体や学校、庁内関係部局関係者との協議を重ねてきた。合わせて、国の委託事業として、新たな地域クラブ活動「姫カツ」の実証事業に取り組み、競技や地域の実情に応じた効果的な移行や運営体制のあり方について検証を進めている。

本推進計画は、国のガイドラインや推進協議会での協議を踏まえ、本市が部活動地域移行により、設立・展開する新たな地域クラブ活動「姫カツ」で目指す姿を明らかにし、そのために必要となる地域クラブの運営や活動のほか、移行スケジュールなど、地域移行の具体的な方針、及び今後の学校部活動の方針についてまとめたものである。

目 次

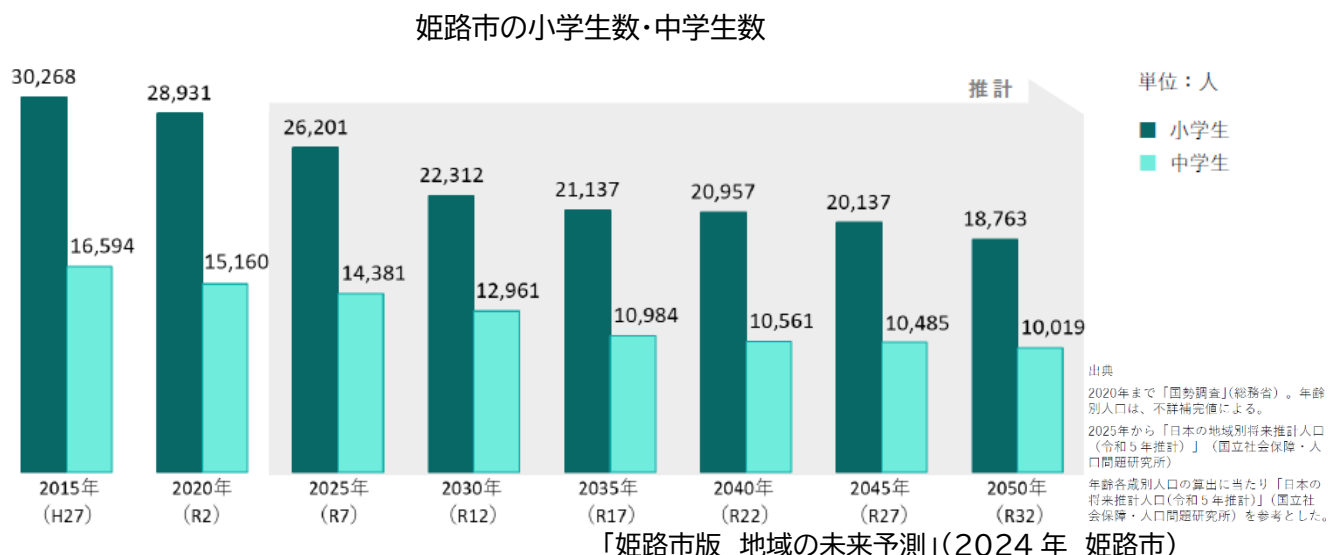
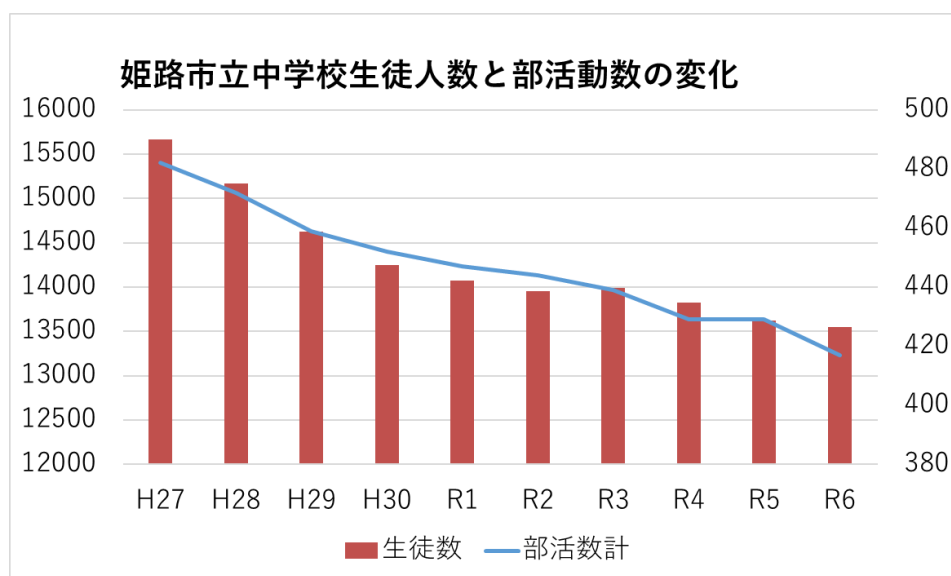
1. 部活動改革の必要性	3
(1) 少子化の進展	
(2) 選択肢の減少とニーズの多様化	
(3) 学校の働き方改革	
2. 目的・めざす姿と基本方針	7
(1) 目的・めざす姿	
(2) 基本方針	
3. 移行スケジュール	8
4. 新たな地域クラブ活動「姫カツ」について	9
(1) 定義	
(2) 位置付け	
(3) 対象者	
(4) 実施モデル	
(5) 実施体制	
(6) 活動場所	
(7) 参加費等	
(8) 保険の加入	
(9) 適切な指導の実施	
(10) 適切な休養日等の設定	
(11) 指導者等の要件等	
(12) 学校との連携	
(13) 姫カツ連携活動	
(14) その他	
5. 改革実行期における学校部活動の在り方について	15
6. 大会・コンクール等への参加等	16
(1) 参加団体	
(2) 引率者	
(3) 参加する大会の精査	
(4) 大会等に対する支援	
(5) 大会等の主催者に対する要請	
7. 関係資料・ホームページ	17

1. 部活動改革の必要性

(1) 少子化の進展

少子化の進展により、本市の小学生・中学生数は減少傾向にあり、2050年には、2020年の約3分の2になると見込まれ、今後は、これまで以上の速さで少子化が進むことが予測される。

生徒が減った学校では、サッカーや野球など多人数で行う種目の活動が難しくなり、また、生徒の減少に伴う教職員の減少により部活動の顧問が配置できなくなるなど、部活動の減少・活動低下を招いている。今後も更なる少子化の進展が予想される中、中学校の部活動をこれまでと同じ体制で運営していくことが困難になる。しかし、単に部活動の運営をそのまま地域に移行するだけでは、参加者や指導者が確保できないといった課題は解決できない。そのため、学校やこれまでの部活動の枠にとらわれない、持続可能な新しい体制の構築が求められている。



(2) 選択肢の格差とニーズの多様化

本市は、学校や種目によって設置部活動数に差があり、入学する学校や希望種目によってスポーツ・文化芸術活動機会の格差が見られる。今後、少子化の進展により、特に小規模校では部活動数の削減により、さらに生徒の選択肢が減少することが予想される。

また一方で、小学生へのアンケート結果にもあるように、中学生になって取り組みたい種目として、学校部活動にはないバドミントンやダンスなども上位に挙がっている。

近年は、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動に対するニーズが多様化しており、既存の学校部活動種目だけでは、子どもたちのニーズに応え、「やりたい」活動を実現させることができてなくなっている。

【運動部・部活動別】令和6年度姫路市中学校部活動一覧

5月1日現在 △休部予定

学校名	増位	広嶺	城乾	安室	高丘	書写	大白書	東光	琴陵	山陽	灘	飾磨東	飾磨中部	飾磨西	夢前	広畑	大津	網干	朝日	神南	城山	花田	林田	東	大的	家島	坊勢	置塩	鹿谷	菅野	香寺	安富	白鷺	四郷学院	豊富	計	
軟式野球	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	△	○	○	○		○	○	32
女子ソフトテニス	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○					○		○	○	○	30
女子バレー	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○		○	○	○	○	30
陸上競技	○	○			○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	29
男子ソフトテニス	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○						○				○	26
男子卓球	○	○			○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○					○	○	○	○	○	○		○	25
女子卓球	○	○			○		○	○		○	○	○			○	○		○	○	○		○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	25	
女子バスケ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○					○		○		23	
剣道	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○								○				21	
男子バスケ		○			○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○		○							○				○	○			21	
サッカー	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○					○	○							○				21	
水泳競技					○	○		△			○	○		○					○																	8	
男子バレー	○				○					○	○	○			○					○															○	8	
ソフトボール	○				○	○													○													○	○		6		
柔道										○	○								○																	3	
相撲											○							○																		2	
体操競技					○																															1	
弓道・空手						空△		弓△																												2	
運動部計	11	11	6	15	12	9	10	9	8	14	15	12	9	12	11	11	9	12	14	7	5	7	5	10	7	3	4	5	4	6	12	4	7	7	8	311	

【文化部・部活動別】令和6年度姫路市中学校部活動一覧

5月1日現在 △休部予定

学校名	増位	広嶺	城乾	安室	高丘	書写	大白書	東光	琴陵	山陽	灘	飾磨東	飾磨中部	飾磨西	夢前	広畑	大津	網干	朝日	神南	城山	花田	林田	東	大的	家島	坊勢	置塩	鹿谷	菅野	香寺	安富	白鷺	四郷学院	豊富	計
美術	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○				○		○	25
吹奏楽	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			○				○	○				23
茶華道	○	○	○	○	○	○		○		○	○						○		○	○	○	○			○						○		○	○		20
箏曲	○			○	○		○		○		○				○	○	○		○	○	○	○	○											○	○	16
放送				△						○				○		○	○																			5
文化			*1				*2					*3														○				*4						5
音楽																							○					○	○			○				4
家庭						○				○	○																									3
コーラス		○								○																										2
マンドリン																			○		○															2
科学													○			○																				2
パソコン																															○					1
英語				△																																1
文化部計	4	4	3	6	4	4	3	3	3	5	6	3	3	6	2	4	6	2	5	3	3	2	1	3	3	1	1	1	2	2	3	1	3	2	2	109

*1：探究芸術

*2：クリエイト

*3：生け花

*4：創作

「部活動地域移行に向けた小学生アンケート」結果（令和6年9月実施）

中学生になって取り組みたいと思う種目を選択してください。（最大3つまで）

【スポーツ活動】	回答数	割合	【文化芸術・アウトドア活動】	回答数	割合
サッカー	1656	5.3%	料理・お茶	1541	4.9%
バドミントン	1643	5.3%	釣り	1254	4.0%
バスケットボール	1540	4.9%	美術（絵画・彫刻等）	1236	4.0%
卓球	1403	4.5%	動画編集	862	2.8%
ダンス	1361	4.4%	職業体験	796	2.5%
バレーボール	1359	4.4%	キャンプ・自然体験	739	2.4%
陸上・駅伝	1223	3.9%	eスポーツ	738	2.4%
水泳	1220	3.9%	吹奏楽・マーチング	717	2.3%
ソフトテニス	1001	3.2%	技術・パソコン・プログラミング	716	2.3%
軟式野球	864	2.8%	楽器演奏（ギター、お琴等）	446	1.4%
硬式野球	753	2.4%	書道	439	1.4%
ボウリング	698	2.2%	ボランティア活動	369	1.2%
弓道・アーチェリー	591	1.9%	生け花	368	1.2%
空手	490	1.6%	宇宙・天文観察	364	1.2%
剣道	448	1.4%	合唱・歌唱	284	0.9%
体操（器械体操）	407	1.3%	語学（英語等）	218	0.7%
硬式テニス	357	1.1%	登山	204	0.7%
スキー・スノーボード・スケート・アイスホッケー	312	1.0%	演劇・人形劇	187	0.6%
柔道	289	0.9%	囲碁・将棋	187	0.6%
乗馬	269	0.9%	その他	375	1.2%
ソフトボール	240	0.8%	取り組みたいことがない	284	0.9%
ゴルフ	216	0.7%			
スケートボード	189	0.6%			
新体操	152	0.5%			
少林寺拳法	101	0.3%			
ラグビー・アメリカンフットボール	62	0.2%			
ボッチャ・ベタンク	43	0.1%			
相撲	14	0.0%			

【その他の記述】

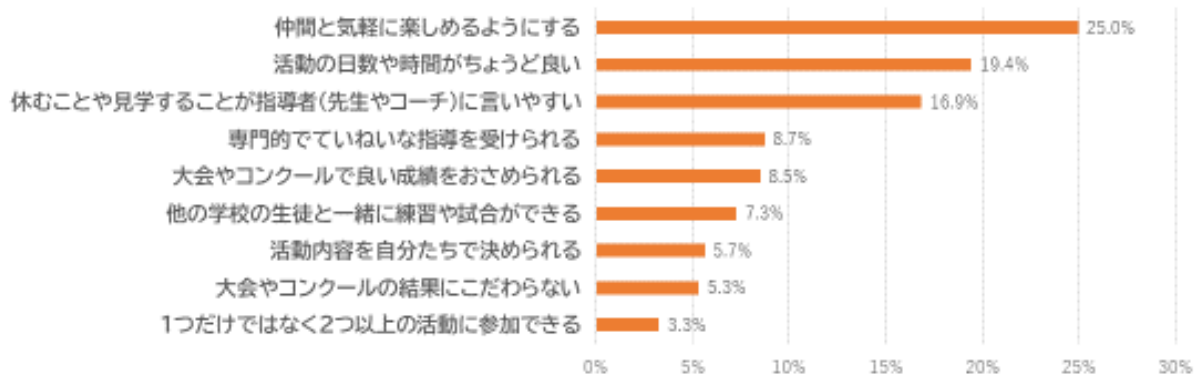
ドッジボール、キックボクシング、ハンドボール
ボクシング、ボルダリング、合気道、自転車競技
バトントワリング、バルクール、クラシックバレエ
テコンドー、よさこい、競技かるた、鉄道研究
チアリーディング、スポーツチャンバラ、和太鼓等

これまで実施した
アンケート結果

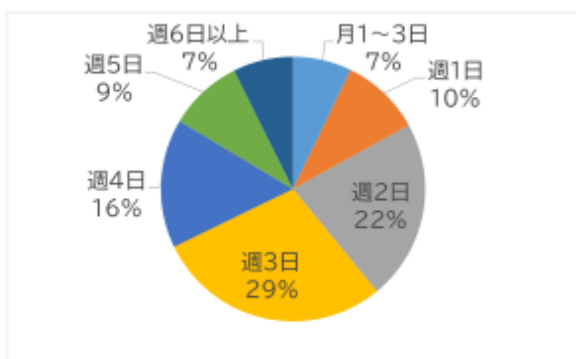


姫路市 HP

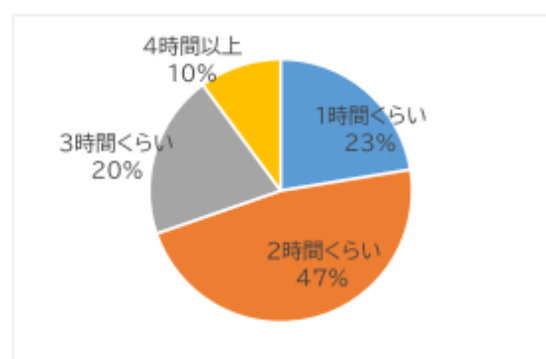
中学校の学校部活動やクラブチームでの活動で、どのようなことを望みますか？
（最大3つまで）



中学生で取り組みたい種目の活動日数は
どれくらいがよいですか。



中学生で取り組みたい種目の1日の活動時間は
どれくらいがよいですか。



(3) 学校の働き方改革

近年、教職員の長時間労働が喫緊の課題として認識され、働き方の改革が求められている。特に、部活動については、「教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっている」（文部科学省『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革』令和2年9月）と指摘されている。

令和4年度の文部科学省の調査によると、中学校の教師の中で、1か月の時間外勤務の上限とされる45時間を超える者は全体の50パーセントを超え、小学校や高等学校と比べ突出して多いことが分かる。この要因の一つに部活動指導が考えられる。

また、令和4年度に、姫路市立中・義務教育学校後期課程教職員を対象に実施した「部活動の地域移行に係る実態把握調査」では、担当する運動部活動の種目経験がある教職員は、全体の50パーセントしかおらず、半数は全く経験のない種目を指導していることが明らかになった。未経験種目の指導は、時間的・身体的な負担だけでなく、精神的にも大きな負担となっていることが想像される。

本市では、令和6年度「学校園教育指針」（姫路市教育委員会）において、「子供と向き合う時間の確保や在校等時間の縮減、勤務時間の適正化を図り、働き方改革を推進」することを明示した。部活動地域移行により教職員の負担を軽減し、教職員が授業や学校の改革に注力できる環境の整備に取り組み、教職員としての働きがいが見いだせる学校づくりを目指している。

2. 目的・めざす姿と基本方針

(1) 目的・めざす姿

部活動は、これまで、生徒が学校という身近な場所でスポーツや文化芸術活動に触れ、競技力や技術を向上させるとともに、達成感や連帯感を育む活動として、長年、日本独自のシステムとして定着してきた。

しかし、少子化に伴う活動の停滞や経験のない教職員が指導を担う状況など、これまでのシステムが機能しなくなりつつあり、近年、抜本的な改革が必要となっている。

国のガイドラインにおいては、「学校部活動の地域移行は、『地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。』という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。その際、前述した学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。」と示されている。

また、県の推進計画においては、「部活動の地域移行は、単に学校から部活動を切り離すというのではなく、地域全体でスポーツ・文化芸術活動に親しめる社会の実現をめざし、地域の環境整備や機運の醸成を図ることが重要になる」と示されている。

本市においても、この改革を地域社会の変革のチャンスと捉え、これまで部活動が担っていた役割・機能を地域社会に移行・展開し、生徒が自分のやりたい活動に自分らしく取り組めるよう、本市における新たな地域クラブ活動「姫カツ」によるスポーツ・文化芸術活動の環境整備を進める。

【目的】

中学生がスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくり

【めざす姿】

スポーツ・文化芸術を通じた姫路の**共育**

生徒 多種多様なスポーツ・文化芸術活動に参加できる機会の確保

地域 多世代の交流による新たなコミュニティの創出や絆の強い地域づくり

学校 学校の働き方改革の推進による、学校教育の質の向上

(2) 基本方針

【本市の方針】

○令和 8 年(2026 年)度の9月以降、

「**休日**の**学校部活動**」にかわり、「**新たな地域クラブ活動(姫カツ)**」を展開する。

○令和 10 年(2028 年)度の10月以降を目途に、

「**学校部活動**」にかわり、

平日・休日ともに「**新たな地域クラブ活動(姫カツ)**」を展開する。

※令和 10 年(2028 年)度の 10 月以降を目途とする、

平日における新たな地域クラブ活動(姫カツ)の展開に向け、学校部活動のあり方の見直しを一体的に行う。

3. 移行スケジュール

○ **改革推進期** (令和 5 年度～令和 8 年 8 月)

姫路市では、令和 5 年度から令和 7 年度までの改革推進期間において、運動部・文化部とともに姫カツ実証事業を実施し、課題の抽出・把握を行うとともに、関係機関等と連携して課題の解決に取り組み、令和 8 年 9 月からの姫カツの展開に向けて、関係団体等との連携、実施団体(姫カツクラブ)の確立、運営体制の整備、学校や保護者、地域等への周知等を行う。

○ **改革実行期** (令和 8 年 9 月～令和 10 年 9 月末を目途)

週休日を中心に姫カツを展開するとともに、将来的な学校部活動廃止を見据え、平日の活動、大会・コンクール等への参加を含めた姫カツの体制構築、及び学校部活動のあり方の見直しを一体的に行う。また、平日学校部活動の地域移行についても可能な部分から実施する。

○ **改革完了期** (令和 10 年 10 月以降を目途)

学校部活動の地域移行を完了し、中学生の多種多様なニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動が地域で展開される環境を構築する。

※今後、国や兵庫県が新たな方針を示した場合などは、必要に応じて本市推進計画の見直しを行う。



- * 1 活動体制が整った実施団体から平日の活動を移行。
- * 2 体制が整い次第、大会は、地域クラブ（姫カツ部活移行型の実施団体）から参加することを基本とする。

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
6年度入学生 (現中1)	中1		中2		中3									
	学校部活動		学校部活動		学校部活動									
7年度入学生 (現小6)			中1		中2		中3							
			学校部活動		学校部活動	学校部活動	学校部活動	地域						
8年度入学生 (現小5)					中1		中2		中3					
					学校部活動	学校部活動	学校部活動	地域	学校部活動	地域				
9年度入学生 (現小4)							中1		中2		中3			
							学校部活動	地域	学校部活動	地域	地域			
10年度入学生 (現小3)									中1		中2		中3	
									学校部活動	地域	地域	地域	地域	
11年度入学生 (現小2)											中1		中2	
											地域	地域	地域	
12年度入学生 (現小1)													中1	
													地域	

4. 新たな地域クラブ活動「姫カツ」について

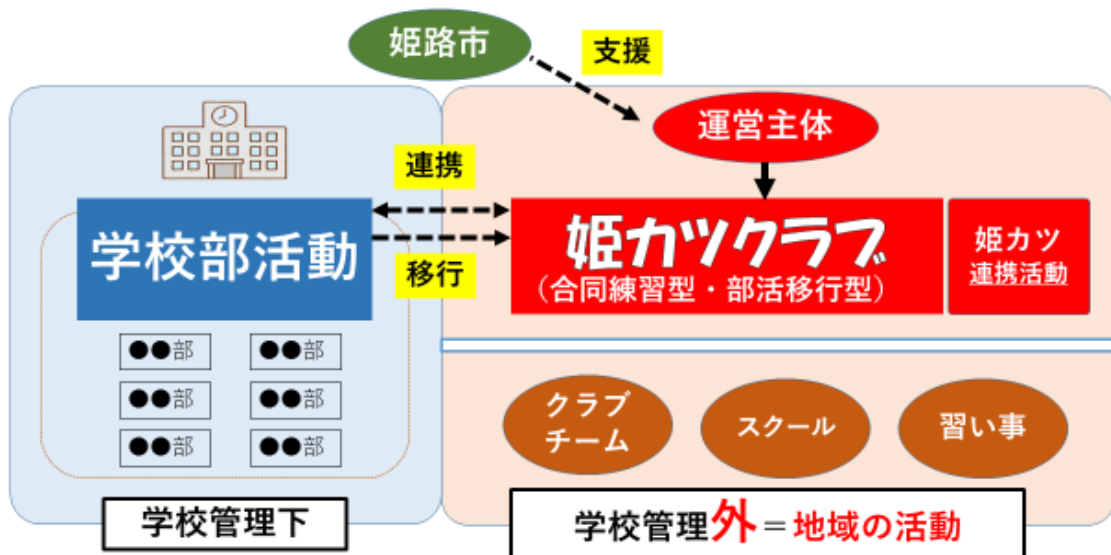
(1) 定義

姫路市と学校・関係団体が連携して設立・運営する新たな地域クラブ活動である。

市内の競技団体やスポーツクラブ 21、スポーツ少年団などの関係団体が実施し、各活動での指導は、地域の指導者（指導を希望する教職員を含む）が行う。

学校部活動からの移行にあたっては、合同練習型、部活移行型といった地域や競技の実情に合わせて、全市・ブロック・近隣校区同士の学校の枠を超えた活動単位や校区単位による地域クラブ活動として行うことにより、現在の学校部活動をめぐる課題の解決を目指す。

また、学校部活動にある種目に加えて、姫カツ連携活動制度を導入することで、多様なニーズに応じた子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保することを目的とする。



姫カツ（姫路市中中学生スポーツ・文化芸術活動）とは？

“やってみたい” を実現

Change（変わる）

学校部活動から変わる新しい形の地域クラブ活動です

Challenge（挑戦する）

中学生から初めて挑戦できる活動、多様な種目に挑戦できる活動です

Community（つながる）

学校の枠を超え、他校の中学生、地域の多世代の人たちと交流できる活動です

（2）位置付け

「姫カツ」は、学校教育外の活動であり、本市においては、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付ける。

（3）対象者

希望する全ての中学生とする。

(4) 実施形態

本市においては、競技種目や地域の実情に応じた地域移行を推進するため、合同練習型と部活移行型（チーム型）の2つの実施形態を設定し、活動単位も全市で1クラブからブロック単位による複数校また校区など様々な形を示すこととする。

学校部活動にかわる活動として学校や地域と連携して受け入れ、合同練習型及び部活移行型（チーム型）の活動を担う実施団体を「姫カックラブ」とする。

【改革実行期の姫カッ実施形態】

形 態	平 日	休 日	大会出場
主に個人競技 合同練習型	学校部活動	姫カックラブ 合同練習 ・全市やブロック等の単位で合同練習 （学校の枠をこえた交流によるスキルアップ）	学校 から出場
主に団体競技 部活移行型 （チーム型） 【活動体制が整った場合は 平日も移行】	学校部活動	姫カックラブ （チーム） ・全市やブロック等の単位のチームで 練習及び大会参加	姫カッ チーム から出場

※今後、競技ごとに実施形態、活動単位、活動場所等を決定します。

姫カックラブとは

- 学校・地域との連携により、学校部活動を受け入れた団体
- 活動単位は、全市・15ブロック・7ブロック・4ブロック・ほぼ学校単位など、競技によってブロック編成は異なります。

(5) 実施体制

地域クラブ活動は、次の体制により、それぞれが相互に連携・協力して実施する。

①運営・管理主体

姫路市においては、姫路市教育委員会事務局内に姫カッ運営事務局（以下、「運営事務局」という）を設置し、包括的な企画・管理・サポート等の事務を行っていく。

また、姫カッを持続可能なものとするために、指導者の量の確保と質の向上を図るための指導者の発掘、育成、実施団体への指導者等の紹介のほか、体罰・ハラスメントの根絶のためのコンプライアンスの研修、指導等を行う。

②実施団体（姫カックラブ）

各活動については、姫カッ運営事務局によって認定された実施団体が担う。

姫路市では、既存のスポーツ・文化芸術団体や、市民や団体、民間事業者などが新たに創設したスポーツ・文化芸術団体など、多様な主体が実施団体（姫カックラブ）となることが想定される。

実施団体（姫カックラブ）は、活動の実施に関する年間及び月間の計画の決定と周知、クラブ運営費（活動にかかる消耗品費、大会参加費等）の管理（集金、支払い）、参加者及びその保護者との連絡調整等を行う。

各活動の運営体制については、参加者の募集、保険の加入、参加費の集金、指導者報酬の支払いなどの事務を運営事務局が一元的に管理する「事務局運営団体」と、実施団体が管理する「自主運営団体」の2パターンを、改革実行期においては、選択することとするが、改革完了期においては、すべてが「自主運営団体」となることを目指す。

【実施団体（姫カックラブ）の認定要件】

姫カッは、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であるため、実施団体は以下の要件を全て満たすこととする。

- 学校・地域との連携により、学校部活動を受け入れた団体であること
- 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること
- 姫路市内に活動拠点のある団体であること
- 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること
- 規約・定款等に基づき団体の運営を行い、会計について公の場で承認を受け、適切にされていること
- 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていること
- 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または姫路市が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっていること
- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
- 適切な活動時間や休養日等を設定していること

【イメージ】



③姫カッ推進協議会（姫路市中学生スポーツ・文化芸術活動推進協議会を発展）

姫カッが基本理念に沿う活動とするために、保護者や学校、関係団体の代表などを交え、活動の実施における諸課題や諸問題などの解決に向けた検討を行い、対応策などを提言する。

④指導者等

姫カッにおいて指導することができる指導者、サブ指導者、ボランティア指導者（以下「指導者等」という。）であり、活動において、実施団体の活動計画に基づき、練習の指導、大会などの引率等を行う。

⑤コーディネーター

姫カツを持続可能なものとするために、種目ごとの活動エリアの調整、実施団体と中学校、競技団体との連絡調整、活動の実施における課題の把握と課題に対する助言、指導等を行う。

(6) 活動場所

- ① 姫カツは、学校施設を基本の活動場所とし、必要に応じて、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、民間施設等を活動場所とする。
- ② 市は、活動場所が円滑に利用できるようにするために、関係部署又は機関と必要な調整を行う。

(7) 参加費等

- ① 活動の維持・運営に要する費用は、参加者（その保護者を含む。）の負担とする。
- ② 運営事務局または実施団体は、地域クラブ活動の維持・運営に要する費用のうち指導者謝金、保険料等にあてるため、参加費を集金する。
- ③ 実施団体は、活動の維持・運営に要する費用のうち活動に必要な消耗品の購入費、大会参加費等にあてるため、必要に応じてクラブ運営費を集金することができる。なお、クラブ運営費を集金するときは、公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を適切に行うものとする。
- ④ 市は、適切な参加費の設定や保護者等の負担軽減等を図るため、必要に応じて対策を講じるものとする。

(8) 保険の加入

- ① 活動の参加者、指導に携わる指導者等は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを条件とする。
- ② 運営事務局は、怪我や事故が生じた際に適切な補償が受けられるように、種目の特性や怪我、事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、指導者等や参加者に対して指定する保険の加入を義務付ける。

(9) 適切な指導の実施

姫カツにおいては、国のガイドラインに準じ、次のとおり指導を実施する。

- ① 参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
- ② 参加者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。
- ③ 中央競技団体又は学校部活動にかかわる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用する。

(10) 適切な休養日等の設定

活動は、成長期にある参加者の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう、国のガイドラインに準じ、次のとおり休養日を設定するとともに、1日の活動時間を遵守する。

- ① 学校の学期中は、週当たり2日以上（平日において少なくとも1日以上、週休日等において少なくとも1日以上）を休養日とする。
- ② 学校の長期休業中は、学期中に準じて休養日を設ける。また、参加者が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ③ 週休日等に大会参加等で活動し、週休日等に1日以上の休養日を設けることができない場合は、休養日を他の日に振り替える。なお、週休日等のみ活動する場合においても、原則として1日以上を休養日とし、週休日等に大会参加等で活動し、週休日等に1日以上の休養日を設けることができない場合は、休養日をほかの週休日等に振り替える。
- ④ 1日の活動時間は、長くとも平日の活動では2時間程度、週休日等の活動では3時間程度とする。
- ⑤ 休養日及び活動時間等の設定にあたっては、学校や地域行事等を考慮し、定期試験前後の一定期間に休養日を設けるなどの対応を行う。

(11) 指導者等の要件等

- ① 姫カツにおいて指導することができる指導者等は、市が運用する指導者データベースに登録し、運営事務局が指定する研修を受講した者とする。
- ② 指導者等は、関係団体が主催する研修会に積極的に参加し、技能等の指導のみならず、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関するものを含め、安全・健康管理等の面に配慮できる知識の習得に努めるものとする。
- ③ 姫カツにおける指導者等については、市立学校の教職員の兼職兼業を認める。
- ④ 指導者等に暴力等の問題となる行動が見られた場合の対応については、運営事務局が設ける相談窓口のほか、競技団体等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。

(12) 学校との連携等

- ① 姫カツとその活動エリア内の中学校・義務教育学校は綿密に連携し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解のほか、日々の参加者の活動状況に関する情報共有等を図り、学校を含めた地域全体での中学生の望ましい成長の保障に努める。
- ② 運営事務局は、コーディネーターと連携し、姫カツが認定要件に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブの取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
- ③ 学校は、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知する。
- ④ 学校部活動の地域移行が完了するまでの間は、姫カツの指導者等と学校部活動の顧問等の間であらかじめ指導方針や参加者の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、参加者や保護者等への説明を適切に行う。

(13) 姫カツ連携活動

実施団体（姫カツクラブ）が行う活動以外に、運営事務局が、次の要件を満たす活動団体と連携し、姫カツ連携活動として、学校や市民へ広く周知を図る。主に学校部活動にない競技種目における中学生が参加可能な地域クラブ活動や講座・教室等を対象とする。体験型活動やレクリエーション活動、生涯の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、他世代との交流による活動等、中学生が多種多様な活動に参加する機会を確保し、本市におけるスポーツ・文化芸術活動の振興と普及を目指す。

【姫カツ連携活動の要件】

- 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること
- 姫路市内に活動拠点のある次のいずれかに該当する活動であること
 - ・姫路市スポーツ協会、スポーツクラブ 21、スポーツ少年団に加盟するスポーツ団体等が実施する活動
 - ・市や公民館が主催する講座や教室等
 - ・本市の教育やスポーツ、文化芸術の振興に寄与する活動を行う団体等が実施する活動
- 規約・定款等に基づき団体の運営を行い、会計について公の場で承認を受け、適切にされていること
- 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていること
- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること

(14) その他

- ① 運営事務局及び実施団体は、将来的に姫カツが中学生だけでなく、ほかの世代にとっても気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになることや、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること等を目指し、活動の充実を図る。
- ② 近隣市町とも連携し、中学生が希望する姫カツなどの地域クラブ活動に参加できる機会が確保されるよう、相互利用の環境を整備する。
- ③ 今後、国や兵庫県が新たな方針を示した場合などは、必要に応じて本市推進計画の見直しを行う。

5. 改革実行期における学校部活動の在り方について

改革実行期（令和 8 年 9 月～令和 10 年 9 月末を目途）においては、休日の姫カツ等の地域クラブ活動と平日の学校部活動が併存して実施されることが想定される。

学校部活動はこれまでと同じく、教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断によって行われるものである。学校部活動を実施する場合には、「姫路市立中・義務教育学校部活動ガイドライン」（平成 31 年 1 月策定）や各校の活動指針に則り、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるようにする。

また、休日の姫カツ等の地域クラブ活動との連携や、平日の学校部活動の地域移行を見据えて、学校部活動の活動日数、活動時間、活動内容等の見直しを一体的に行うこととし、令和 8 年度より「姫路市立中・義務教育学校部活動ガイドライン」を改訂することとする。

6. 大会・コンクール等への参加等

(1) 参加団体

改革完了期(令和 10 年 10 月以降目途)には、活動の成果発表の場である大会やコンクール等には地域クラブ（姫カツ実施団体）から参加することを目指す。

改革実行期(令和 8 年 9 月～令和 10 年 9 月末)においても、姫カツ実施団体（姫カツクラブ）は、体制が整い次第、地域クラブとして参加することとし、それまでは中学校の部活動単位での参加とする。

(2) 引率者

姫カツ等の地域クラブ活動における大会・コンクール等の引率は、地域クラブ活動の指導者等が行う。

(3) 参加する大会等の精査

参加する大会・コンクール等は、中学生の教育上の意義や、中学生や顧問、指導者の負担が過度とならないことを考慮して精査する。

(4) 大会等に対する支援

市は、地域クラブが大会等に参加する場合には、大会・コンクール等に対する現行の支援等を見直し、必要に応じて参加者に対する助成や大会等に対する後援、公共施設の貸与等の支援を行う。

(5) 大会等の主催者に対する要請

姫路市及び姫路市教育委員会は、大会等の主催者に対し、次のことを要請する。

- ①大会参加者の健康と安全を守るため、体調管理を最優先に安全確保に努めること。
- ②大会等に参加することが中学生とその保護者、指導者等の過度な負担とならないよう、また、学校生活との適切な両立を前提として、大会等の開催回数を種目、部門、分野ごとに適正な回数に精選するとともに、大会等の統廃合等を検討すること。
- ③スポーツ・文化芸術に親しむことや中学生間の交流を主目的とした大会、高い水準の技能や記録に挑む中学生が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催するとともに、誰もが参加機会を得られるように、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をすること。
- ④大会等の運営にあたっては、主催者が競技団体との連携、地域クラブ関係者の協力等による新たな体制の構築を図ること。

7. 関係資料・ホームページ

(1) 国（文部科学省、スポーツ庁、文化庁）

①部活動改革ポータルサイト

～学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行（地域移行）に向けて～

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm



②文化庁活動改革

～部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備～

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>



③学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4(2022)年12月）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_ori para-000026750_2.pdf



④「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）（令和3(2021)年2月17日）

https://www.mext.go.jp/content/20221011-mxt_syoto01_01.pdf



⑤公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）

https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf



(2) 兵庫県

①兵庫県部活動地域移行推進計画（令和6(2024)年7月25日）

<https://x.gd/BqEHT>



②いきいき運動部活動（4訂版）（平成30(2018)年9月）

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~taiiku-bo/gakkkoutaiikukakari/unndoubukatudou/ikiikisaisyuu.pdf>



③文化庁活動の在り方に関する方針（平成31(2019)年3月）

<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/uploads/sites/8/2023/03/guideline.pdf>



(3) 姫路市

①姫路市ホームページ

「部活動改革（部活動の地域移行）に向けた取組について」

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000018734.html>



②姫カツホームページ

<https://sgrum.com/web/himekatu/>



③姫路市立中・義務教育学校部活動ガイドライン（平成31(2019)年1月）

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000005630.html>

